

## 「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

**【期間】4月12日(月)～5月5日(水)**

新規陽性者数が急増しているため、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として本県が指定され、4月12日～5月5日までの期間と定められました。

沖縄県は、沖縄本島内9市をまん延防止等重点措置区域に指定し、重点措置を実施するとともに、県内全域における感染対策に取り組んでいるところであります。4月22日、宮古島市における流行状況等を踏まえ、まん延防止等重点措置区域に宮古島市を追加し、対策の強化を図ることとしました。

市町村及び関係団体においては、感染拡大防止対策及び県民への周知啓発にご協力をお願いします。

※那覇・中南部地域の飲食店に対する、午後9時までの時短要請は、4月11日で一旦終了し、4月12日から、改めて全市町村を対象に午後8時までの時短を要請します。

**「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策  
4月12日(月)～5月5日(水)**

## 県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第1項:命令、過料等の対象となる要請】

- 不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)
- 県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)
- 歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)
- 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)
- 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(法第24条第9項)

※来訪者の皆様は、国の基本的対処方針において、それぞれの都道府県で外出自粛が求められ、又は帰省・旅行について慎重な検討を促されていることにご留意ください。

## 指定地域の飲食店への要請

(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市、宮古島市)

### 【営業時間短縮の協力要請】(特措法第31条の6第1項・特措法第24条第9項)

期間	令和3年4月12日(月)(※宮古島市は4月24日)から令和3年5月5日(水)
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>(特措法第31条の6第1項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○午前5時から午後8時までの時間短縮営業(テイクアウト・デリバリー除く) (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)</li><li>○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む)</li><li>○アクリル板の設置等</li><li>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)</li></ul> <p>(特措法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力</li><li>○換気の徹底、利用者への検温</li><li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li><li>○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)</li></ul>

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

## 指定地域以外の県内全ての飲食店への要請

### 【営業時間短縮の協力要請】(特措法第24条第9項)

期間	令和3年4月12日(月)から令和3年5月5日(水) (※宮古島市は4月23日まで)
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>(特措法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○午前5時から午後8時までの時間短縮営業(テイクアウト・デリバリー除く) (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)</li><li>○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力</li><li>○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む)</li><li>○アクリル板の設置等</li><li>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)</li><li>○換気の徹底、利用者への検温</li><li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li><li>○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)</li></ul>

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。